疏乙第四号証

昭和五七年八月二七日

大阪府西成警察署
司法警察員
警部補 [redacted]

大阪府西成警察署長
司法警察員
警視正 [redacted] 殿

釜日労争議団による就労申告書廃止反対の街宣に伴う道路使用許可申請書の受理について

みだしの件については、左記のとおりであるので報告する。

記

一、第一回目申請時の状況

(一) 申請日時

昭和五七年八月二七日午前九時二〇分から

同九時四〇分の間

(二) 申請者

大阪市西成区萩之茶屋三丁目五番三三号

釜ヶ崎解放会館内

釜ヶ崎日雇労働組合執行委員

[redacted]

昭和一六年[redacted]月[redacted]日生 四一歳

(三) 同行者

大阪市西成区萩之茶屋三丁目九番三四号

釜ヶ崎日雇労働組合執行委員

久保 利明 こと 松繁 逸夫

昭和二五年[redacted]月[redacted]日生 三二歳

(四) 応対者

本職

(五) 同席者

大阪府西成警察署 交通課長

警部 [redacted]

大阪府西成警察署 交通係主任

巡査部長 [redacted]

大阪府西成警察署 警備課長

警視 [redacted]

大阪府西成警察署 警備係主任

巡査部長 [redacted]

(六) 応対場所

当署相談室

(七) 応対時の状況

前記[redacted]が、街宣の道路使用許可申請書を提出しますと言って就労申告書及止反対の宣伝を目的とする道路使用許可申請書を提出したので本職が、一応記載事項を確認させてもらう旨を告げ受理、内容点検中、同席の警備課長及び交通課長より再三にわたりあいりん地区については午後六時まで、とする様くり返し指導を続けたが、この申請は組織決定であり変更する訳にはいかない、と申し立て説得には応じなかった。

申請書内容を点検した結果

ア、場所又は区間欄中

大阪市内全域に〇〇書で阪神高速道路そのぞくを記入

イ方法又は形態欄中

毎日午前九時より午後八時までに〇〇書で

次に、日曜、祭日は午前十時からを記入すると

ともに

使用車である普通乗用自動車の車両番号

を記入するよう指示したところ、申請人がその場

で記入した。

ただ、街宣活動の対象区域が大阪市内全域

となっていたので、全ての地域をくまなく街宣を行

うのかと尋ねたところ、

「人手もかなく全地域はまわれない。主要地域を

重点にしている。主要地域は地図に示して再

度持ってくる」と言って申請書を持ち帰った。

三、第三回目の応対状況

(一) 申請日時
昭和五七年八月三七日午前一〇時三五分から一〇時四〇分の間

(二) 応対場所
前回に同じ

(三) 申請者及同行者
前回に同じ

(四) 受理者及び同席者
前回に同じ

(五) 申請書受理時の状況
前記日時、地図を添付してきたので申請書を受理してほしいと申し立てたので、申請書を受けとり、改めて内容を点検中、同席の警備課長及び交通課長が、地区の特殊性 去る五月三七

大阪府警察

日の不法行為等から考えを改めるよう再三にわたり説得したが、申請人及び同席者は、
「これは、先程も言ったとおり組織決定であり変更する意思はない」
と説得に応ずる気配を見せなかったため、一旦時四〇分申請書を受理した。
（別添申請書写しのとおり）

道路使用許可申請書

昭和 57 年 8 月 27 日

大阪府西成警察署長 殿

第 809号
57.8.27
大阪府
西成警察署

申請者 大阪市西成区萩之茶屋2-5-23
釜ヶ崎解放会館内
釜ヶ崎日雇労働組合・執行委員
氏名 [redacted]
電話 06-[redacted]

道路使用の目的　就労申告書廃止反対の宣伝

場所又は区間　大阪市内全域（阪神高速道路をのぞく）

期間　昭和57年8月30日 午前9時から 昭和57年9月5日 午后8時まで

方法又は形態
①車上外部にスピーカーをとりつけ走行しつつ広報宣伝する
②毎日午前9時より午后8時まで（但日曜祭日は午前10時より）
③使用車・普通乗用車（車輌番号 [redacted]）

添付書類　広報区域図示の地区

現住所　大阪市西成区萩之茶屋2-5-23 釜ヶ崎解放会館内

責任者　氏名 [redacted]　電話 06-[redacted]

第　号

道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件	

昭和　年　月　日

大阪府　警察署長

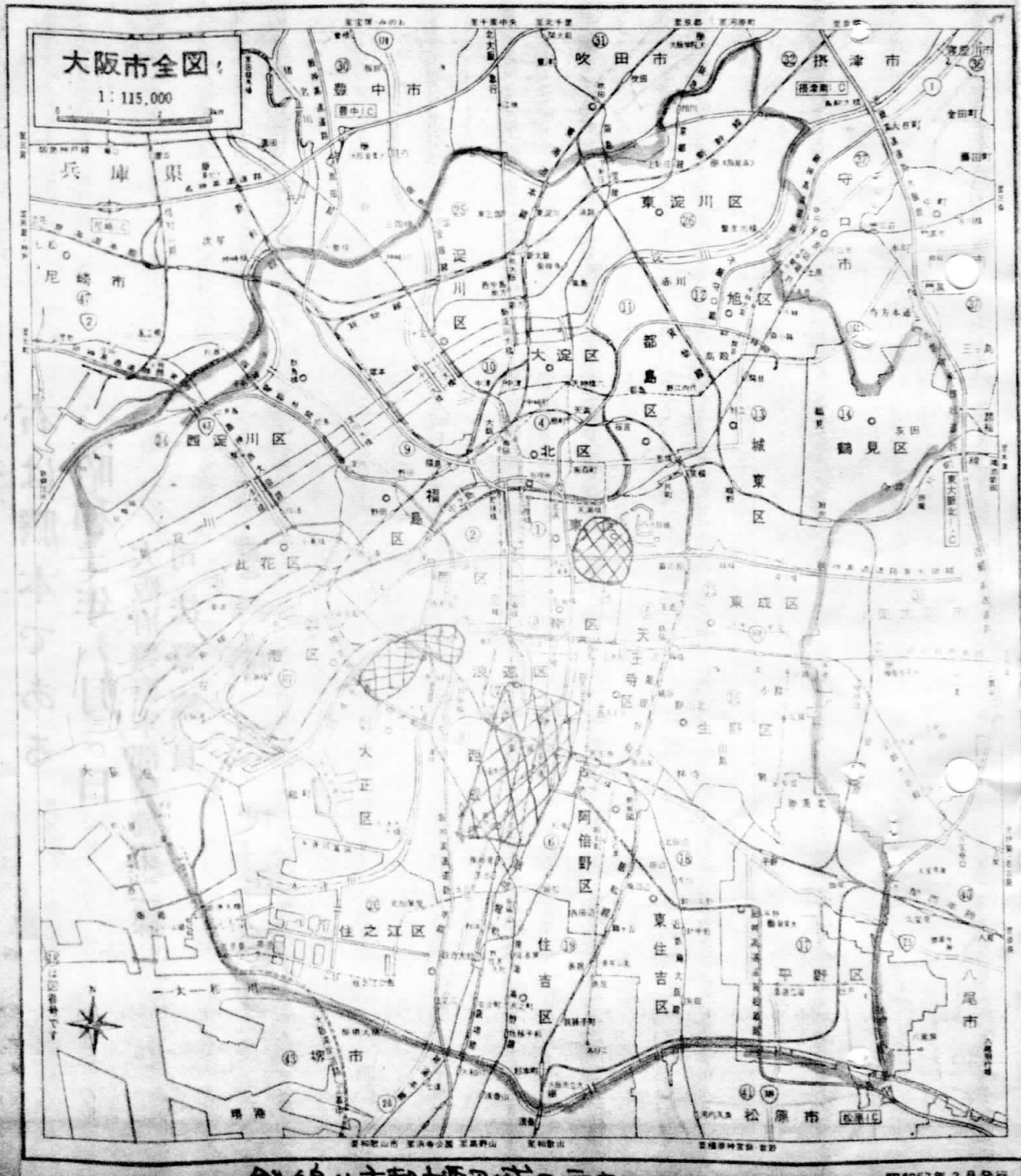

斜線は広報主要区域を示す。

昭和57年2月発行

右は謄本である

昭和五七年八月三〇日

大阪府警察本部警備第二課

司法警察員

警部補 [redacted]